

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立中間高等学校
課程又は教育部門	全日制

28

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

目標

「自他を尊重し、いじめをしない、許さない生徒の育成と学校文化の醸成を進めるとともに、いじめを早期に発見し解決できる学校組織を構築する。」

(1) いじめの重大性の認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(2) 「いじめ防止対策推進法」の遵守

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」の趣旨を理解し、法律に則った取組を推進することが重要である。

(3) 学校教育の役割

学校教育全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ということを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

(4) 教職員の役割

本校の教職員は基本理念に則り、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務がある。

(5) 組織的対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 日常の教育活動での取組

いじめはどの学校にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる問題であるという認識のもと、全ての生徒がいじめによってその尊厳を傷つけられないことがないよう、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が全力で取り組まなければならない。

未然防止の基本は、全ての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼し合える人間関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。その際、以下の事柄等について、教職員が日常的に注意深く観察することが重要である。

職員の研修として次のことを行う。

- ①学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上をはかるため、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。
- ②研修会については「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、全体・学年別に計画的に実施し、学年研修会はアンケートの結果を受け、学年主任の判断で適宜実施する。
- ③「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き（令和3年3月改定）」やチェックリストを活用し、いじめの問題に関する取組の計画的な実施について共通理解を図る。
- ④教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払うなど、教職員間相互による資質の向上を図る。
- ⑤県が主催する研修と連携し、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。
- ⑥発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員への正しい理解を促進し、必要な支援を行うことができるような研修を実施する。
- ⑦いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の適切な使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- ⑧職員研修を実施する際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。

(2) 自己有用感の醸成

自己有用感とは、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることでできる自己の有用性のことである。他者から認められていないと感じた生徒は、相手を^{おとし}貶めて自分の存在を相対的に高めるといふ必要がないため、他者を否定することも攻撃することもなくなる。さらには、相手のことも認めることができるようになる。このようなことから、どの生徒に対しても授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくなど、自己有用感を高める取組を積極的に行い、自分だけでなく他の生徒のよさや個性を認め尊重できる生徒を育成する。

(3) 道徳教育の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、教科指導や学校行事などを含めた全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。さらに、本校の「不易5項目」である、「挨拶の励行」、「清掃の徹底」、「ものを大切にする」、「時間厳守」、「話を謙虚に聞く」の5つの項目の指導を徹底し、自らの適切な判断で、その場にふさわしい行動や望ましい人間関係づくりができる生徒を育成する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを決して軽視したりすることなく積極的に認知した上で、迅速かつ適切に解決しようとする姿勢で臨むことが何よりも重要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

（２）いじめの早期発見のための措置

学校においていじめを早期発見するため、月１回のいじめアンケートや学校生活アンケート等を実施したり、教育相談等を計画的に実施したりすることにより、生徒がいじめを訴えやすい体制や相談しやすい体制を整える。また、家庭への注意喚起や地域への啓発活動などを通して、家庭・地域と連携して生徒を見守る取組の充実を図る。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ問題等対策委員会を開催し認知するかどうかを判断する。
- ②被害生徒を守り通すことを原則とするとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うなどの教育的配慮のもと、いじめは許さないという毅然とした態度で指導する。
- ③教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得つつ、関係機関等とも連携して取り組む。
- ④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑤心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいること、またインターネットやSNS等を利用した表出しにくいいじめがあることを考慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、共感的理解に努める。
- ③いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職が県教育委員会に電話で第一報をいれる。
- ④「いじめ問題等対策委員会」へ報告し、その後直ちに職員間で情報の共有を図る。
- ⑤「いじめ問題等対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどの事実の確認を行う。
- ⑥事実が確認されたら被害者・加害者の保護者に報告する。その際、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を双方の保護者と共有するために必要な措置をとる。

- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（折尾署）と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署（折尾署）に通報し、適切に援助を求める。

※部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

※部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ②生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、徹底して守り通すことや情報を守秘するなどの学校の意思を伝え、できる限りの不安を除去する。
- ④複数の教職員が協力し、生徒の見守りを行うなど、生徒の安全について万全を期す。
- ⑤いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制を構築する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ②生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ③いじめを確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得て、保護者と連携して適切に対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④指導に当たっては、自らの行為の重大さを自覚させ、教育的配慮のもと、毅然とした指導をする。
- ⑤学校が必要と認めるときは、いじめの加害生徒について被害生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑥いじめの行為内容の悪質性が高く、加害生徒がその悪質性と重大性について十分理解することが重要であると判断される場合は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加える。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを認識していた周りの生徒に対しても、いじめを止めることができなかつたり、傍観者としての立場に留まったりしてしまったという自らの課題を認識させ、学級、部活動等の関係集団全体で話し合うなど、いじめを許さない態度を養う。
- ②全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ②インターネットを通じていじめが行われた場合において、被害生徒またはその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求める、または発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めることができることを伝え、事案対処を支援する。
- ③学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に理解を求める。

（７）いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも 3 か月以上、いじめが止んでいる状態が継続しているとともに、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認し、いじめ問題等対策委員会で校長が判断する。ただし、いじめの被害の重大性等からさ

らに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。また、解消と判断した後も、再発防止のため、被害生徒及び加害生徒について日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。もし生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、予断に基づいて「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」といった甘い判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

《発生報告と調査》

- ①学校は、県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告する。
- ②学校は重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ問題等対策委員会」に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、アンケートの実施やその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③学校が調査を行う場合には、県知事は調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ①学校が調査を行ったときは、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含める。
- ②学校は、県教育委員会を通じて県知事へ調査結果について報告する。
- ③この報告を受け、県知事は、報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査を行うことができる。

※県知事は、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※県知事及び県教育委員会は、学校の調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ問題等対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題等対策委員会」を置く。
- ②構成員は、校長、教頭、生徒部長、進路部長、教務部長、保健環境課長、養護教諭、人権教育推進委員長、特別支援教育コーディネーター、学年主任、当該学級担任に加え、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。機動的に運用するために、外部の専門家（スクールカウンセラー、学校医、スクールサポーターなど）により、適切な助言を得る。
- ③学校いじめ基本防止方針が実態に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、(1)の組織を母体として、事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を加え、公平性・中立性を確保できる組織を置く。
- ②上記①の組織により、アンケートの使用やその他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 学校評価

(1) 学校評価において目標の達成状況を評価する。

(2) 職員のいじめの問題等への対応について、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切に対応ができていないか等を評価する。

(3) 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
なお次の取組を具体的な方策とする。

- ①月1回のいじめアンケートや学校生活アンケートの実施
- ②保護者に対する家庭用チェックリストを実施（年2回）
- ③生徒に対する個人面談の実施（年4回）
- ④職員研修の実施
- ⑤人権意識を高める啓発活動の実施
- ⑥すべての生徒が参加・活躍できる学校行事の実施